(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒
　　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒
　　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年一月六日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年一月十四日（予備、同月十五日から同月二十一日までの間）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二五度四一分一五秒
　　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒
　　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒
　　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒
　　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒
　　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒
　　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒
　　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年一月六日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年一月十四日（予備、同月十五日から同月二十一日までの間）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二四度二三分一五秒
　　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒
　　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒
　　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒
　　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒
　　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒
　　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十七年一月六日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年一月十四日から同月十七日までの間（予備、同月十八日）、毎日〇〇〇〇から二四〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒
　　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒
　　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒
　　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒
　　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦六隻、航空機六機
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月六日

東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員延長
名取市増田六丁目四七番から同市増田八丁目四九六番二まで　前　八・二八～一一・〇六メートル　〇・三〇四キロメートル
後　一〇・八〇～二二・八二　〇・三〇四

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○関東地方整備局告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第二十八号線
二　事業施行期間　自平成二十七年一月六日至平成三十三年三月三十一日
三　事業地　収用の部分　東京都品川区大井四丁目、大井三丁目及び大井五丁目地内
　　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第七十三号線
三　事業施行期間　自平成二十七年一月六日至平成三十三年三月三十一日